

不良債権の状況

■不良債権比率

2.66%

令和6年9月末の不良債権額は3,150百万円と令和6年3月末に対して378百万円減少しました。不良債権額のうち、2,006百万円は担保・保証により保全され、459百万円は貸倒引当金を引き当てておりますので、保全率は78.27%となっております。

■金融再生法開示債権の保全・引当状況

(単位:百万円, %)

区 分		開示残高 a	保全額 b(c+d)	担保・保証	貸倒引当金	保全率 b/a	引当率 d/(a-c)
				c	d		
金融再生法上の 不良債権	令和6年3月末	3,529	2,823	2,355	467	79.99	39.84
	令和6年9月末	3,150	2,465	2,006	459	78.27	40.16
破産更生債権及び これらに準ずる債権	令和6年3月末	438	438	247	190	100.00	100.00
	令和6年9月末	444	444	252	192	100.00	100.00
危険債権	令和6年3月末	1,930	1,848	1,658	190	95.77	70.00
	令和6年9月末	1,629	1,549	1,362	186	95.08	69.99
要管理債権	令和6年3月末	1,160	536	449	86	46.19	12.17
	令和6年9月末	1,075	471	391	80	43.83	11.72
三月以上 延滞債権	令和6年3月末	82	82	82	—	100.00	—
	令和6年9月末	33	28	25	2	83.81	31.54
貸出条件 緩和債権	令和6年3月末	1,078	453	367	86	42.09	12.17
	令和6年9月末	1,042	443	365	77	42.53	11.49
正常債権	令和6年3月末	116,401					
	令和6年9月末	115,028					
合 計	令和6年3月末	119,930					
	令和6年9月末	118,179					

(注) 1. 「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権です。
 2. 「危険債権」とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りが出来ない可能性の高い債権です。
 3. 「要管理債権」とは、「三月以上延滞債権」及び「貸出条件緩和債権」に該当する貸出金をいいます。
 4. 「正常債権」とは、債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がない債権であり、「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」、「要管理債権」以外の債権をいいます。
 5. 「金融再生法上の不良債権」における「貸倒引当金」には、正常債権に対する一般貸倒引当金を除いて計上しております。

ご相談・苦情・要望等の概要

金融商品・サービスに関する苦情や紛争解決を、訴訟に代わり迅速・公平に行うため、金融ADR制度を導入いたしました。お客様が苦情・紛争についてお申し出される場合はお取引のある営業店または経営管理部にお申し出ください。

●北星信用金庫 経営管理部

〒096-0012 北海道名寄市西2条南5丁目5番地
 電話: 01654-2-1111
 FAX: 01654-3-0940
 Eメール: kirari@hokusei-shinkin.co.jp

●北海道地区しんきん相談所(一般社団法人北海道信用金庫協会)

〒060-0005 札幌市中央区北5条西5-2-5
 電話: 011-221-3273

●全国しんきん相談所(一般社団法人全国信用金庫協会)

〒103-0028 東京都中央区八重洲1-3-7
 電話: 03-3517-5825

札幌弁護士会、東京弁護士会、第一東京弁護士会、第二東京弁護士会の仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、経営管理部または上記しんきん相談所へお申し出ください。